

養父市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 兵庫県及び本市の現状

兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから「教職員の勤務時間適正化プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直しの先進事例集を発信するなど、各学校や地域の実態に応じた取組を進めてきた。本市においても先進事例集を活用するなどの取組を行ってきた。

令和2年4月には、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和5年度には、兵庫県においてこれまでの取組による成果と課題をとりまとめ、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和6年度に、中教審答申や国の通知を受け、県教育委員会及び他市町教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

こうした取組の結果、養父市公立学校における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教職員数※1	割合※2
80時間超	16人	8.3%
45時間超	72人	37.3%

※1 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教員の実人数

※2 教員193人に占める割合

一人当たりの超過勤務時間については、月平均で概ね30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も相当数存在しており、勤務時間は二極化している。

一人あたり年間平均 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 (月平均30時間)	年間720時間超 (月平均60時間)
361時間24分 (月平均：30時間07分)	82人	8人

2 計画期間

- ・令和8年度から令和11年度（4年間）とする。
- ・政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%（兵庫県目標 100%）
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合： 90%（兵庫県目標 100%）
- ・ 1 年間における教職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間 10 日以上取得する教職員：100%
【R 6 実績：平均〇〇日、10 日以上取得 〇〇% 本市未集計】
- ・ ころの健康チェック（教職員健康診断時実施）における「高ストレス」の判定職員：0 所属
【R 6 実績：〇所属 本市未集計】

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」の 6 つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置

- ・ 全公立学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し※³

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・ 「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・ 1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度

※³は、3 ページに兵庫県における「学校と教師の業務の 3 分類」に基づく取組を記載

③ICT 活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・ 教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICT の積極的な活用

- ・ 統一のシステムやアプリの導入
- ・ ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・ スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養父市顧問弁護士等の外部人材の積極的な活用

⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・こども学び課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例集の取組を推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
 - ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・兵庫県教育委員会ハラスメント（職場）防止指針^{※4}の周知・徹底
 - ・保護者及び地域住民等からの過度な要求等のハラスメントに類似する言動への関係機関との連携（南但馬警察署・養父市顧問弁護士等）
 - ・管理職・一般職員研修の充実
 - ・相談窓口の活用周知

※4は、兵庫県教育委員会による指針（令和4年4月一部改正）

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

- ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
 - ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施
- イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・本市顧問弁護士の活用により、法に基づく助言が得られる体制を整備し早期解決を支援
 - ・学校問題サポートチームによる、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を依頼

②教師以外が積極的に参加すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
 - ・校務系プラットフォームの掲示板の活用を定着させること等により、照会業務の効率化を推進
- イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・「GIGAスクール運営支援センター」を活用し、問い合わせへの対応や、ICT支援員の派遣等を実施
- ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・令和7年度に兵庫県がモデル校で導入した学校施設開放時の校門・施設のセキュリティ対策システム（クラウドカメラ・スマートロック）やプールの自動給水停止システムの効果を検証し、今後の導入方針について検討
- エ 部活動
 - ・部活動の「ガイドライン」（「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」）に基づき、「ノー部活デー」を実施
 - ・部活動指導員の配置
 - ・養父市部活動のあり方検討会議の適宜開催

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ICT 活用や DX 推進による業務効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えた ICT 環境整備の推進
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムを活用

ウ 進路指導の準備

- ・県立高校インターネット出願事務のための専用 PC の設置

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーによる児童生徒に関する教職員の相談や、カウンセリング等に関する教職員研修や助言等を実施
- ・但馬教育事務所に設置される学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士等で構成される「学校問題サポートチーム」を活用し効果的・機動的な支援を実施
- ・学校問題サポートチームによる、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施【再掲】
- ・総合教育センター内に設置した、LD、ADHD 等に関する専門知識を有する関係者で構成される「ひょうご専門家チーム」を活用し、教職員等へ指導助言を実施するとともに、教育委員会内に保護者等を対象とした相談窓口を設置
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校への多文化共生支援員の配置やその保護者への母語支援員や通訳者による支援のほか、教職員への研修会等による支援を実施

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成 AI 等の校務活用の促進
- ・教育委員会職員と公立学校教職員（管理職・教員・事務職員）がアクセスできる校務系、教育データを活用する学習系のプラットフォームから構成する、公立学校教育 DX プラットフォームを構築※⁵

※⁵は、校務系プラットフォーム活用による照会業務効率化、授業準備における DX 推進、クラウド化を見据えた ICT 環境整備の取組を包括

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における労働安全衛生委員会の月 1 回以上の開催
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2～6 月平均 80 時間超の職員への養父市産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画※⁶に基づき、各校における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進
- ・公立学校共済組合心のセルフチェックシステムの活用を推奨

※⁶は、兵庫県教育委員会による計画（令和 6 年 4 月策定）

心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる教育委員会、学校、市長部局などの関係機関が相互に連携し、現状の共有や有効な支援などを検討する「学校における働き方改革養父市推進会議」の設置・運営
- ・全県共通目標及び取組の実施状況の評価・検証等を実施する「働きがいのある職場づくり推進本部」の設置・運営

5 今後のフォローアップ

- ・「働きがいのある職場づくり推進本部」及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、養父市教育委員会及び学校ホームページへの掲載や、ふれあいネット（ケーブルテレビ）の活用、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、指導主事による個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実